

## 「脱炭素型消費行動の学習・普及促進事業」企画提案書作成要領

広島県が実施する「脱炭素型消費行動の学習・普及促進事業」（以下「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は、次のとおりとする。

なお、企画提案書の作成に当たっては、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び仕様書に基づき、この作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

### 1 企画提案時の提出書類

- (1) 本業務企画提案申込書（様式①）【正本 1 部】
- (2) 本業務企画提案書（様式②）【正本 1 部、副本 7 部】
- (3) 実施スケジュール（様式③）【正本 1 部、副本 7 部】
- (4) 見積内訳書（任意様式）【正本 1 部、副本 7 部】

### 2 作成要領

- (1) 用紙は、原則 A 4 版両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- (2) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (3) 審査の公正を期すため、企画提案書（様式②）、実施スケジュール（様式③）及び見積内訳書（任意様式）の副本 7 部には、法人名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務の実施体制図などには、プロポーザル参加者名を「当法人」として記載すること。

## 公募型プロポーザル選定委員会 評価基準

対象業務名： 脱炭素型消費行動の学習・普及促進事業

評価項目	仕様書 該当箇所	評価の視点	配点	係数	評価点				
					A	B	C	D	E
事業全体の企画・設計及び運営	3, 4(1)	事業の背景や目的を十分に理解し、ターゲット（小学生・保護者等）に適した事業コンセプト及び運営方針（周知・参加促進、関係者調整方針等）が具体的に設計されているか。	8	2	8	6	4	2	0
学習キット等の企画・制作	4(2)	小学生が家庭で体験・探究を進められるよう、内容（基礎～環境ラベル／CFP）とワークシート等が分かりやすく構成されているか。	12	3	12	9	6	3	0
		参加意欲を高める工夫が盛り込まれ、家庭等で使いやすい設計となっているか。	8	2	8	6	4	2	0
CFP表示（専用ラベル等）の作成・試行	4(3)	消費者向け表示（専用ラベル等）を作成し、表示の実効性検証に向けて、広島県ならではの対象選定を具体化した上で、少なくとも1件のCFP算定と表示試行を確実に実施できるか。	12	3	12	9	6	3	0
		算定は関係する規格・ガイドライン等を踏まえ妥当性・透明性を確保し、算定結果を店頭掲示やイベント等と連動させ、消費者に分かりやすく提示できるものと認められるか。	8	2	8	6	4	2	0
学習機会及び普及啓発の実施	4(4)	店舗施策等が学習キット、CFP表示と連動し、児童が主体的に学び、家庭での行動に結びつく導線が整備されているとともに、保護者や消費者を巻き込み普及啓発を効果的に推進できる施策となっているか。	12	3	12	9	6	3	0
		実施内容・運営方法が具体的で現場負担に配慮されており、情報発信や表示・説明の正確性が確保され、事業終了後の横展開可能性（再利用・自走）も見据えた運用となっているか。	4	1	4	3	2	1	0
調査（アンケート等）及び効果検証	4(5)	理解度、行動意向・行動実態等を把握できる調査設計となっており、可能な範囲で事前・事後比較と有効性・課題の分析ができ、回答者負担の軽減と個人情報保護・統計的留意事項への配慮がなされているか。	8	2	8	6	4	2	0
実施体制	—	実施体制（責任者・役割分担・類似事例の実績等）並びに工程・スケジュール、定例協議、進捗・課題管理及びリスク管理の方法が具体で、確実に遂行できる計画となっているか。	4	1	4	3	2	1	0
予算経費及び内訳	—	予算額及び経費の内訳は、業務の内容に応じた適切な配分となっている。（評価軸：各費目の配分の適切性、費用対効果、積算根拠も妥当性等）	4	1	4	3	2	1	0
			<b>80</b>		<b>総合点：</b>				

※評価は次の5段階で行い、評価点は項目ごとに設定した係数を掛けた点数を適用する。

**評価A:** 優れている(4点)    **評価B:** やや優れている(3点)    **評価C:** 普通(2点)    **評価D:** やや劣っている(1点)  
**評価E:** 劣っている(0点)

※本評価基準における最低基準点は、48点（評価値の100分の60）とする。

※選定委員会における評価が次の条件に該当する場合は採択しない。

- ・委員による評価結果の合計が、最低基準点（48点×委員数）に満たないもの
- ・評価項目いずれかについて、評価E「劣っている」という評価を累計で3項目以上受けたもの